

「Safe work OITA 平成 28 年度年末年始無災害運動」

実施要綱

第1 趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるという趣旨で、大分労働局・労働基準監督署において主唱している運動である。

大分県内の労働災害は、長期的には減少傾向を示していたが、最近5年間は減少傾向がみられず、本年の死亡者数については10月末時点では9人で昨年同期では2人減少しているものの、死傷者数は906人で昨年同期を16人(1.8%)上回っており、建設業、陸上貨物運送事業、林業などで増加している。この背景には、団塊の世代の大量退職に伴う安全衛生ノウハウ継承の断絶、非正規労働者など現場経験の浅い労働者の増加、高年齢労働者の増加といった構造的な問題に加え、産業活動の活発化などがあると考えられる。

一方、健康面では、労働安全衛生法の改正等により、ストレスチェック制度の効果的な運用、化学物質のリスクアセスメントの実施、職場の受動喫煙防止対策、過重労働等防止対策などの課題に対して適切な対応が必要となっている。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者双方が改めて安全衛生意識、危険感受性を高め、経営トップの強い決意のもとで安全衛生活動の総点検を行い、安全衛生管理体制の見直し、安全衛生教育の徹底を図ることが必要である。

とりわけ、年末年始は慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなるほか、積雪や凍結による転倒等の危険が増すことから、各事業場、職場においては、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、転倒等への注意、労働者の健康状態の確認などに努めることが普段にも増して重要となる。

このようなことから、本年度は、『無事故で締めよう 行く年を 無事故を誓おう 来る年に』を運動標語に「Safe work OITA 平成 28 年度年末年始無災害運動」を展開し、同期間中の県下各事業場における自主的な安全衛生管理活動の取組を促進することとする。

◆ 「Safe work OITA 平成 28 年度年末年始無災害運動」

- (1) 実施期間 : 平成 28 年 12 月 1 日～平成 29 年 1 月 15 日
- (2) スローガン : 『無事故で締めよう 行く年を 無事故を誓おう 来る年に』
- (3) 主 唱 者 : 大分労働局・各労働基準監督署
- (4) 実 施 者 : 県下各事業場、労働災害防止団体、関係事業者団体、公共建設工事発注機関等

第2 実施事項

1 大分労働局の実施事項

- (1) 労働災害防止団体、関係業界団体、公共建設工事発注機関等に対する年末年始の労働災害防止活動の強化等の要請
- (2) 大分労働局長による年末パトロールの実施（12月1日）
- (3) 「大分県内一周キャラバン隊」による建設業及び商工会等への要請
※「大分県内一周キャラバン隊」とは・・・
局幹部（労働基準部長、健康安全課長、監督課長、産業安全専門官等）により編成され、労働災害防止対策の要請等を実施する行政の任意のグループ
- (4) 年末・年始の労働災害多発事業場への文書要請・啓発の実施
平成28年に1事業場において2件以上の労働災害を発生させている事業場（合計67事業場）
- (5) 年末年始無災害運動期間周知用「のぼり」、「パンフレット」等の作成・配布等の実施
「のぼり」の各関係団体、建設工事現場等に配布
「パンフレット」を各関係団体、事業場、関係機関等に配布
「STOP！転倒災害プロジェクト」、「女性のための転倒防止対策が必要」、「各建設現場2項目重点労働災害防止運動」パンフレットの配布
- (6) 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会等との安全大会、安全パトロールの実施

2 労働基準監督署の実施事項

- (1) 「Safe work OITA 平成28年度年末年始無災害運動」の関係事業場等への周知徹底
- (2) 労働災害発生事業場等に対する臨検監督、安全衛生指導等の実施
- (3) 年末年始無災害運動期間周知用「のぼり」、「リーフレット」等の配布及び「STOP！転倒災害プロジェクト」、「女性のための転倒防止対策が必要」、「各建設現場2項目重点労働災害防止運動」等の配布
「トラックからの墜落災害の防止」、「荷役作業の安全対策ガイドライン」、「腰痛予防対策ガイドライン」等の周知啓発

3 労働災害防止団体、関係業界団体等の実施事項

各労働災害防止団体、関係業界団体等においては、年末年始無災害運動期間中に次の事項を実施するものとする。

- (1) 「Safe work OITA 平成28年度年末年始無災害運動」の会員事業場等への周知徹底
「のぼり」や、各種労働災害防止用の「パンフレット」等の配布
労働災害防止用のロゴマーク「Safe work OITA」や「安全の見える化運動」の普及促進
- (2) 各労働災害防止団体等による安全大会の開催、安全パトロールの実施

4 事業場の実施事項

大分県内の各事業場においては、年末年始無災害運動期間中に次の事項を実施するものとする。

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明

- (2) ストレスチェック制度の実施を含むメンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- (3) 「STOP！転倒災害プロジェクト」の冬季の凍結等による転倒防止及び「女性のための転倒防止対策が必要」による女性の転倒防止の推進
- (4) KY（危険予知）活動を活用した「現場力」の強化、「安全の見える化運動」の取組及び4S（整理・整頓・清掃・清潔）の徹底
- (5) 非定常作業における作業開始前点検の実施、作業手順・ルールの遵守等の労働災害防止対策の徹底
- (6) 危険箇所における設備対策（高所での作業における墜落危険箇所の手すり・機械のはさまれ・巻き込まれ危険箇所にカバーを設置する等）の徹底
- (7) 安全衛生パトロールの実施
- (8) 危険有害性のある化学物質についてリスクアセスメントの実施、容器などのラベル表示
- (9) 火気の点検、確認等の徹底
- (10) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施
- (11) 腰痛予防、受動喫煙防止対策の推進
- (12) 「のぼり、ロゴマーク『Safe work OITA』」等の掲示